環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課リサイクル推進室 平成13年2月16日発行



1.R券取扱者契約締結(許可業者)について

第16号で紹介した(社)全国都市清掃会議の調査結果からもわかるように、小売業者に引取義務のない廃家電4品目の指定引取場所への運搬について、行政回収を行わずに許可業者(廃棄物処理法第7条第1項に基づく市町村の許可を受けた一般廃棄物の収集運搬業者をいう。以下同じ。)に委ねる市町村は相当出てくるものと思われます。

この場合、許可業者は、排出者からリサイクル料金を徴収し、指定引取場所で廃家電を引き渡す際に直接メーカーに支払うことも制度上は可能ですが、市町村にあっては___ 許可業者が果たして適切な額を徴収するかどうか、料金を徴収したものの指定引取場所へ運搬しないようなこと(不法投棄、リサイクル業者への不法な転売等)にならないかといったことを懸念しているところがある一方、メーカー側にあっても__指定引取場所で廃家電ごとに検品・現金決済を行うのは事務的な負担が大きい、 法律に基づく廃家電の適正な回収が進まなければプラントの稼働率が低下する、などの問題が指摘されています。

こうした問題への対応としては、<u>許可業者が小売業者と同様にR券の取扱者となり、小売業者の義務対象以外の廃家電の回収の際にリサイクル料金を収集運搬料金とあわせて徴収し、リサイクル料金はRKCとの間で月次決済する、その際、管理票の事務の実施にも協力してもらう、ことが考えられます。この方法は、排出者の負担軽減に加え許可業者の信頼性向上にもつながることから、許可業者にとっても営業上のメリットになると考えられます。</u>

昨年12月に開催された(社)全国都市清掃会議・中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会の場で、自治体側から(財)家電製品協会に対し許可業者についてもR券の取扱者とするよう要請が行われました。その後、同協会より、個々の許可業者から直接同協会にR券取扱者契約の申込みをされても、申込み許可業者個々につき契約の相手方として適格な条件を備えているかどうかの判断をすることが限られた時間の中では極めて難しいことから、市町村が許可業者を事前に推薦する方法はとれないかとの提案がなされ、関係者の間で話し合いが行われた結果、以下の手続でとり進めることとなりました。各市町村におかれましてもご理解・ご協力をお願いします。

(1)許可業者による申出

家電リサイクル法に基づ〈廃家電4品目の回収に協力する意思があり、かつ、(財)家電製品協会の求める契約条件の下でR券取扱者となることを希望する許可業者は、事前に市町村に申出を行うものとします。

(2)事前確認

市町村は申し出のあった許可業者に関し以下の点を事前に確認します。

口座の開設や(財)家電製品協会との月次決裁が可能な程度の経理的基礎を有 しているかどうか

小売店の「管理票」に準じた事務処理を実施することについて協力できるかどうか

他の許可業者との間に問題・トラブルを発生することがないかどうか

(3)リスト等の作成

市町村は、(2)の諸点を満たすとともに、家電リサイクル法の主旨を十分理解し、従前の市町村の粗大ごみ収集に代わって責任をもって当該家電4品目の収集に従事すると判断される者について、リストを作成し、(財)家電製品協会に推薦します(許可業者からの直接申し込みは受け付けないこととします)。

(財)家電製品協会と許可業者との契約締結の際の参考とするため、市町村は推薦に際して以下の書類を添付します。

家電リサイクル法に係る住民からの問い合わせについての市町村の窓口 廃家電4品目の収集方式(戸別収集、自治体施設への一時持ち込み、中間集 積所の有無等)

許可業者ごとの持ち込み指定引取場所

小売店の「管理票」に準じた事務処理を実施することについての許可業者の同意書

市町村と許可業者との間で、当該域内の廃家電4品目の回収に関して法令等を

遵守し、許可業者が責任をもって行う旨の「確認書」または「覚書交換」等の書面を 取り交わしている場合は、当該書面の写し

(4)申込書の送付

(財)家電製品協会は、市町村からの推薦があった場合は、提出書類などをもとに審査を行い、適当と認められる場合は、直接許可業者に対してR券取扱者としての加入申込書を送付します。

(以上)